

国際人道法及び国際人権法の違反行為の処罰等に関する法制度について

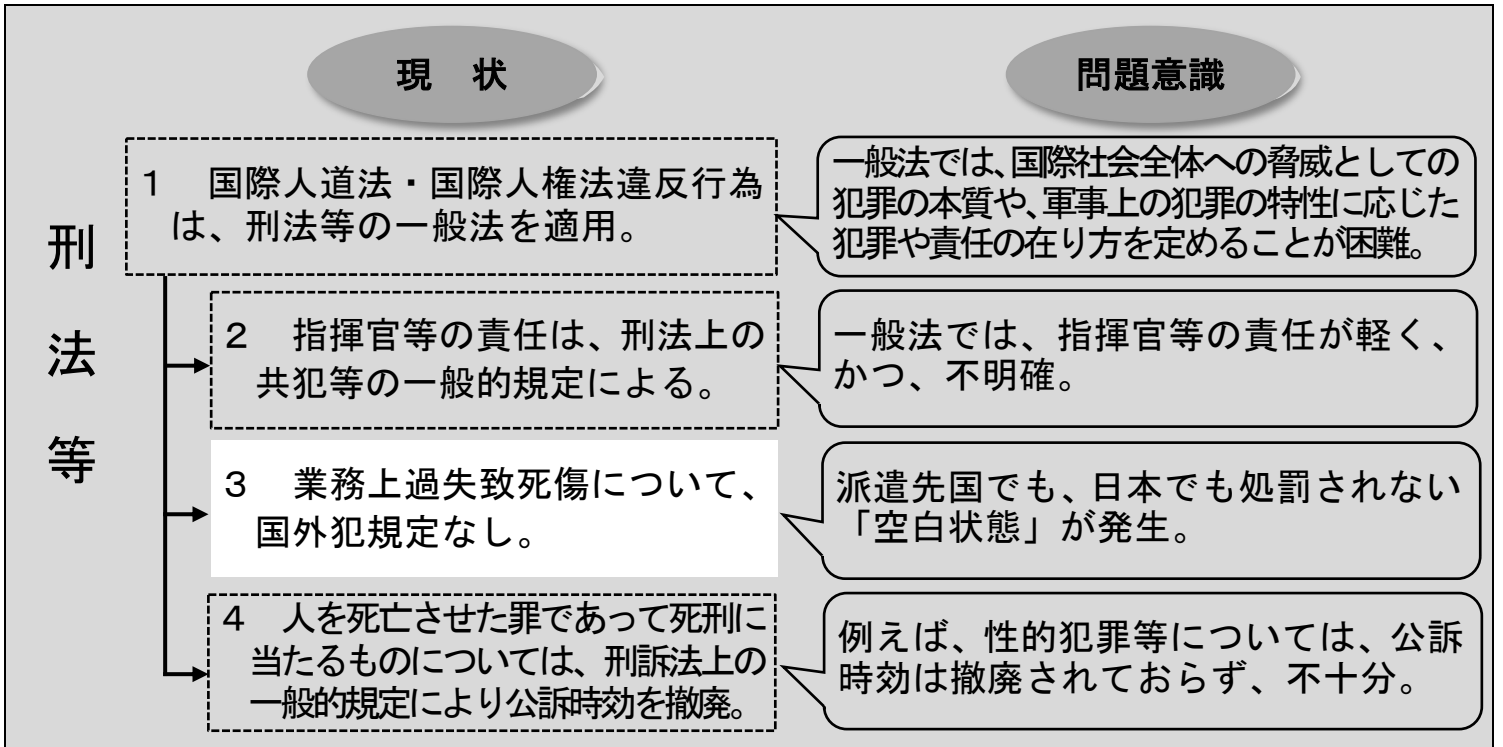
国際人道法・国際人権法の違反行為の本質は、一般刑法では捉えきれない。

○「ジェノサイド」等の国際社会全体の脅威としての犯罪の本質。
→国際的議論に沿った法体系に。

○「軍事上の犯罪」としての特殊性。
→指揮官等の責任などの特別の規定を整備。

○PKO 派遣の場合、地位協定により、派遣先国の刑事裁判権免除。
→日本法上の処罰規定を整備し、処罰規定がない「空白状態」を解消。

〔現行法〕



〔本法制度〕

